

# ツムラグループ コーポレートレポート 2017

## GRI「サステナビリティレポートガイドライン（第4版）」内容索引

DMAおよびパフォーマンス指標		掲載箇所
<b>一般標準開示項目</b>		
<b>戦略および分析</b>		
G4-1	組織にとっての持続可能性の適合性と、持続可能性に取り組むための組織の戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	3-6, 9-12
G4-2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	3-6, 16-18, 40
<b>組織のプロフィール</b>		
G4-3	組織の名称	67
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	42, 21-23
G4-5	組織の本社の所在地	67
G4-6	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティのトピックスに特に関連のある国名	6, 9-12, 25-30, 33, 37, 41
G4-7	所有形態の性質および法的形式	67
G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	5-6, 40, 67
G4-9	以下の項目を含む組織の規模 ・従業員数 ・事業（所）数 ・純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） ・負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） ・提供する製品またはサービスの量	47, 63, 67
G4-10	・雇用契約および性別の総従業員数 ・雇用の種類および性別の総正社員数 ・従業員と監督者下労働者および性別の総労働力 ・業務の実質的な部分を法的に自営業者として認識されている労働者、あるいは従業員や監督者下労働者以外の個人が行っているかどうか ・雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業での雇用に見られる季節変動など）	47
G4-11	団体交渉協定の対象となる総従業員の割合	47
G4-12	組織のサプライチェーン	25-30, 32-33
G4-13	以下の項目を含む組織の規模、構造、所有形態、あるいはサプライチェーンに関して報告期間中に生じた著しい変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ・株式資本構造およびその他の資本形成、維持および変更業務における変更 ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係（選択や終了を含む）の変化	NA
G4-14	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	16-18
G4-15	組織が署名または支持する、外部作成の、経済的・環境的・社会的憲章、原則あるいはその他のイニシアティブ	17
G4-16	団体および国内外の提言機関における会員資格	---
<b>特定された重要なアспектおよびバウンダリー</b>		
G4-17	・組織の連結財務諸表または同等の文書に含まれる全ての事業体 ・報告対象外になっている、連結財務諸表または同等の文書に含まれる事業体の有無	2
G4-18	・報告内容およびアспектバウンダリーを確定するためのプロセス ・組織が報告内容を確定するために用いた報告原則	2
G4-19	報告内容を確定するプロセスで特定された全ての重要なアспект	7-8
G4-20	個々の重要なアспектについて、組織内のアспектバウンダリーを以下の形で報告 ・アспектが組織内で重要であるかどうか ・アспектが組織内のすべての事業体（G4-17参照）にとって重要ではない場合、以下のどちらかの方法で報告 ーアспектが重要ではないとする、G4-17で言及している事業体あるいは事業体グループのリスト ーアспектが重要であるとする、G4-17で言及している事業体あるいは事業体グループのリスト ・組織内のアспектバウンダリーに関する具体的な制限事項	7-8
G4-21	個々の重要なアспектについて、組織外のアспектバウンダリーを以下の形で報告 ・アспектが組織外で重要であるかどうか ・アспектが組織外で重要である場合、アспектが重要であるとする事業体、事業体グループ、あるいは要素を特定する。 また、アспектが重要であると特定された事業体の地理的な所在地 ・組織外のアспектバウンダリーに関する具体的な制限事項	7-8
G4-22	過去の報告書に掲載済みの情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由	NA
G4-23	報告書に適用されているスコープ、アспектバウンダリーにおける前回の報告期間からの大幅な変更	2
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>		
G4-24	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	7
G4-25	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	---
G4-26	種類ごとの、およびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ。 また、参画は報告書作成プロセスの一環として特別に行われたかどうかの記載	---
G4-27	その報告書を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したかの報告。また主要なテーマや懸案事項を提起したステークホルダーグループの報告	11, 50

報告書のプロフィール		
G4-28	提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など)	2
G4-29	前回の報告書発行日(該当する場合)	2
G4-30	報告サイクル(年次、隔年など)	2
G4-31	報告書またはその内容に関する問合せ先	裏表紙
G4-32	・組織が選択した「準拠」のオプション ・選択されたオプションに対応するGRIガイドラインの内容索引 ・報告書が外部の保証を受けている場合、外部保証報告書への参照(保証は推奨されるが、準拠のための要件ではない)	2
G4-33	・報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行 ・サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合、外部保証の範囲および基盤を説明 ・報告組織と保証の提供者との関係 ・最高ガバナンス機関や上級管理職の、サステナビリティ報告書への保証添付に関する関与	68
ガバナンス		
G4-34	・最高ガバナンス機関の委員会を含む組織のガバナンス構造 ・経済的、環境的、社会的影響に関する意思決定に責任を負う委員会の特定	15
G4-35	最高ガバナンス機関から上級管理職や他の従業員への、経済的、環境的、社会的テーマに対する権限を委譲するプロセス	15
G4-36	経済的、環境的、社会的テーマの責任を持つ執行役レベルの役職者(ら)の指名の有無、また、その役職者(ら)による最高ガバナンス機関への直接報告の有無	16, 55
G4-37	経済的、環境的、社会的テーマに関し、ステークホルダーと最高ガバナンス機関との間で協議するプロセス。協議が委任されている場合は、委任先および最高ガバナンス機関へのフィードバックプロセス	16, 55
G4-38	以下の事項を含む、最高ガバナンス機関の構成とその委員会についての説明 ・執行役員、もしくは非執行役員 ・独立性 ・ガバナンス機関での任期 ・各人の他の重要な役職と責任、および責任の性質 ・性別 ・社会的少数派グループ出身の会員資格 ・経済的、環境的、社会的影響に関連した力量 ・ステークホルダー代表	14
G4-39	最高ガバナンス機関の長が執行役員を兼ねているかどうかの説明(兼ねている場合は、組織の経営における役割と、このような人事になっている理由)	14
G4-40	最高ガバナンス機関およびその委員会の指名および選出のプロセス、および、以下を含む最高ガバナンス機関のメンバーの指名や選出の基準 ・多様性をどのように考慮されているか ・独立性をどのように考慮されているか ・経済的、環境的、社会的テーマに関する専門性や経験がどのように考慮されているか ・ステークホルダー(株主を含む)がどのように関与しているか	第81回定時株主総会招集ご通知(P21-33)
G4-41	最高ガバナンス機関が利益相反問題の回避とマネジメントを確実にするためのプロセス。また、最低限以下の項目を含む利益相反問題に関する、ステークホルダーへの開示 ・取締役の兼務 ・サプライヤーや他のステークホルダーとの株式持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の開示情報	第81回定時株主総会招集ご通知(P63, 64-65, 68)
G4-42	組織の目的、バリューあるいはミッション・ステートメント、戦略、方針、そして経済・環境・社会的影響に関連する目標についての作成、承認、更新における最高ガバナンス機関および上級管理職の役割	16-18
G4-43	経済・環境・社会的テーマについての最高ガバナンス機関の集团的知見を進展させ、高めるために講じた対策	---
G4-44	・最高ガバナンス機関のパフォーマンスを、経済的、環境的、社会的テーマのガバナンスという観点で評価するためのプロセス。また、この評価が独立したものであるかどうかとその頻度、及びこの評価が自己評価であるかどうかの説明 ・少なくともメンバーおよび組織の実務慣行の変化を含めた、経済的、環境的、社会的テーマのガバナンスの観点からの最高ガバナンス機関へのパフォーマンス評価に対して取られた対応策	---
G4-45	・経済的、環境的、社会的な影響、リスクおよび機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。テューディリジェンスのプロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割も含める ・ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス機関による経済的、環境的、社会的な影響、リスクおよび機会の特定とマネジメントをサポートするために使用されているかどうか	16-18
G4-46	経済、環境、社会的テーマに関する組織のリスクマネジメントプロセスの有効性のレビューに関する、最高ガバナンス機関の役割	16-18
G4-47	経済的、環境的、社会的な影響、リスクおよび機会に関する、最高ガバナンス機関のレビューの頻度	---
G4-48	組織のサステナビリティ報告書を正式にレビューかつ承認し、重要なアスペクトの全てが確実に盛り込まれるようにする、最高位の委員会あるいは役職	---
G4-49	最高ガバナンス機関に重大な懸念を伝達するためのプロセス	16-18
G4-50	最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念、およびそれらへの対応や解決に使用された手段(複数可)の性質と総数	---
G4-51	・最高ガバナンス機関および上級管理職に対する、以下のタイプの報酬に関する報酬方針 一固定報酬と変動報酬 >業績連動報酬 >株式ベースの報酬 >ボーナス >繰延または確定株式 一契約金や採用時インセンティブの支払い 一契約終了時支払金 一クローバック(褒賞) 一最高ガバナンス機関、上級管理職、ほかの全従業員のための給付金制度と寄与率の違いを含めた退職年金 ・報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス機関および上級管理職の経済的、環境的、社会的目標にどのように関係するかの説明	---
G4-52	報酬の決定プロセス。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているかどうか、また彼らが経営陣から独立しているかどうかの説明。また、報酬コンサルタントが組織に対して持つその他の関係性も説明	---

G4-53	報酬に関してステークホルダーの意見をどのように求め、考慮しているか。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果についても説明	---
G4-54	主要な事業を展開をしている各国の組織における、最も高い給与を支払われる個人の年間報酬総額の、同じ国の全従業員（最高給与の個人を除く）の年間報酬総額の中央値に対する比率	---
G4-55	主要な事業を展開をしている各国の組織における、最も高い給与を支払われる個人の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率を報告する。	---
<b>倫理と誠実性</b>		
G4-56	行動原則、倫理綱領などの、組織のバリュー・原則・基準および行動規範	16-18
G4-57	倫理的・遵法的な行為や、組織の誠実性に関わる事項について助言を求めるための、ヘルプラインやアドバイズラインなどの内部及び外部の仕組み	16, 49, 50
G4-58	非倫理的、あるいは違法行為や、組織の誠実性に関わる事項について懸念を報告するための、ライン管理による上申制度、内部告発制度あるいはホットラインなどの内部及び外部の仕組み	16, 49, 50

DMAおよびパフォーマンス指標		掲載箇所
<b>特定標準開示項目</b>		
<b>経済</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	3-6, 63-64
<b>経済パフォーマンス</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	3-6, 63-64
EC1	創出および分配した直接的な経済的価値	63-64 環境データBOOK (P7)
EC2	気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	56
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	有価証券報告書 (P64-67)
EC4	政府から受けた財務的支援	NA
<b>地域での存在感</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-51
EC5	主要事業拠点での、現地の最低賃金と比較した性別標準の新入社員賃金の比率	---
EC6	主要事業拠点での、現地採用者が上級管理職となった従業員の割合	46
<b>間接的な経済影響</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 11
EC7	インフラ投資およびサービスの展開と影響	11, 61, 62
EC8	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	19-20, 53, 64
<b>調達慣行</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	3-6, 7-8, 31-36
EC9	主要事業拠点での地元のサプライヤーについての支出の割合	31
<b>環境</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	52-53, 55
<b>原材料</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55 環境データBOOK
EN1	使用原材料の重量または容積量	54, 環境データBOOK
EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	---
<b>エネルギー</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55-56
EN3	組織内のエネルギー消費量	54, 56, 環境データBOOK
EN4	組織外のエネルギー消費量	54
EN5	エネルギー強度（原単位）	56
EN6	エネルギー使用量の削減量	56
EN7	製品およびサービスの提供に必要なエネルギーの削減量	56, 環境データBOOK
<b>水</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55, 58 環境データBOOK
EN8	水源からの総取水量	58
EN9	取水により著しい影響を受ける水源	---
EN10	水のリサイクルおよび再利用が総使用水量に占める割合	58
<b>生物多様性</b>		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52, 55, 60-61
EN11	保護地域内、あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、あるいは管理している操業拠点	61
EN12	保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響	---
EN13	保護または復元されている生息地	62
EN14	事業によって影響を受ける地区内に生息する、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）および国の絶滅危惧種リストの総数。絶滅危惧性のレベルごとに分類する	---

大気への排出		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55-56 環境データBOOK
EN15	直接的な温室効果ガスの排出量 (スコープ1)	54, 56, 環境データBOOK
EN16	間接的な温室効果ガスの排出量 (スコープ2)	54, 56, 環境データBOOK
EN17	その他間接的な温室効果ガス排出量 (スコープ3)	56
EN18	温室効果ガス排出強度 (原単位)	56
EN19	温室効果ガス排出量の削減量	56, 環境データBOOK
EN20	オゾン層破壊物質の排出量 (ODS)	---
EN21	NOx, SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	56, 環境データBOOK
排水および廃棄物		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55, 57-58 環境データBOOK
EN22	水質および放出先ごとの総排水量	54, 環境データBOOK
EN23	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	54, 57, 環境データBOOK
EN24	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	54, 58, 環境データBOOK
EN25	パーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	NA
EN26	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する	---
コンプライアンス		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55
EN29	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	55
輸送・移動		
DMA	マネジメント・アプローチ	52-53, 55-56
EN30	組織の業務に使用される製品、その他物品や原材料の輸送、および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	54, 56
環境全般		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55
EN31	種類別の環境保護目的の総支出および投資	環境データBOOK
サプライヤーの環境評価		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55-56
EN32	環境基準により選定された新規サプライヤーの割合	---
EN33	サプライチェーンにおける顕在化しているおよび潜在的なマイナスの環境影響と取られた措置	---
環境に関する苦情処理制度		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 52-53, 55
EN34	公式の苦情対応メカニズムを通して申し立てられ、対応し、解決した、環境影響への苦情件数	---
社会		
労働慣行とディーセント・ワーク		
DMA	マネジメント・アプローチ	43-51
雇用		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-51
LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数および比率の、年齢、性別および地域による内訳	47
LA2	主要事業拠点ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	47-48
LA3	性別ごとの育児休暇後の復職率および定着率	47
労働安全衛生		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 49
LA5	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	47
LA6	地域別および性別ごとの、傷害の種類と比率、業務上疾病、損失日数、常習的欠勤の割合および業務上の総死者数	49
LA7	事故率又は発症率のリスクが高い業務に従事する労働者数	---
LA8	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	---
研修および教育		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-45
LA9	性別ごとおよび従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	45
LA10	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	44
LA11	定期的なパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている、性別ごとおよびカテゴリー別の従業員の割合	44
多様性と機会均等		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 46-48
LA12	性別、年齢、マイノリティグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体 (経営管理職) の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	46-47
サプライヤーの労働慣行評価		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44
LA14	労働慣行基準により選定された新規サプライヤーの割合	---
LA15	サプライチェーンにおける顕在化しているおよび潜在的なマイナスの労働慣行影響と取られた措置	---

労働慣行に関する苦情処理制度		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 49-50
LA16	公式の苦情対応メカニズムを通して申し立てられ、対応し、解決した、労働慣行影響への苦情件数	---
人権		
DMA	マネジメント・アプローチ	43, 50
投資		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR1	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定および契約の総件数およびその割合	---
HR2	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針または手順に関する従業員研修の総時間	50
非差別		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR3	差別事例の総件数と取られた措置	---
結社の自由と団体交渉		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR4	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務およびサプライヤーと、それらの権利を支援するための対策	50
児童労働		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR5	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務およびサプライヤーと、児童労働の防止に貢献するための対策	---
強制労働		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR6	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務およびサプライヤーと、強制労働の防止に貢献するための対策	---
先住民の権利		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR8	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と、取られた措置	---
人権評価		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 50
HR9	人権に関する審査または影響評価の対象となっている業務の総数およびその割合	---
サプライヤーの人権評価		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44
HR10	人権に関する基準により選定された新規サプライヤーの割合	---
HR11	サプライチェーンにおける顕在化しているおよび潜在的な人権に関わるマイナスの影響と取られた措置	---
人権に関する苦情処理制度		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43-44, 49, 50
HR12	公式の苦情対応メカニズムを通して申し立てられ、対応し、解決した、人権に関する苦情件数	---
社会		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8
地域コミュニティ		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 11, 51, 61
SO1	地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価およびコミュニティの振興プログラムに関わっている事業拠点の割合	51, 61-62
SO2	重要な顕在化しているまたは潜在的なマイナスの影響を地域社会に与える事業拠点	該当なし
腐敗防止		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 16-18
SO3	不正行為に関するリスクの影響評価を行った事業拠点の総数と割合、および特定された著しいリスク	16
SO4	不正行為防止の方針および手続きに関するコミュニケーションと研修	16
SO5	確認された不正行為事例および取られた措置	該当なし
コンプライアンス		
DMA	マネジメント・アプローチ	16-18
SO8	法規制違反に対する、重大な罰金の額および罰金以外の制裁措置の総件数	該当なし
サプライヤーの社会への影響評価		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 43, 51
SO9	社会への影響に関する基準により選定された新規サプライヤーの割合	---
SO10	サプライチェーンにおける顕在化しているおよび潜在的な著しい社会への影響および取られた措置	---
社会への影響に関する苦情処理制度		
DMA	マネジメント・アプローチ	16-18, 49, 50
SO11	公式の苦情対応メカニズムを通して申し立てられ、対応し、解決した、社会への影響に関する苦情件数	---
製品責任		
DMA	マネジメント・アプローチ	25-37
顧客の安全衛生		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 21, 25-37, 34
PR1	安全衛生について、改善のために影響評価が行われている主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	34-35
PR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	---

製品およびサービスのラベリング		
DMA	マネジメント・アプローチ	34
PR3	製品およびサービスの情報やラベリングのための組織の各種手続きに必要となる、製品およびサービスの情報の種類と、このような情報要件対象となる主要な製品およびサービスカテゴリーの割合	---
PR4	製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	---
PR5	顧客満足度を測る調査結果	---
マーケティング・コミュニケーション		
DMA	マネジメント・アプローチ	5-6, 7-8, 45
PR6	販売禁止もしくは係争中の製品の売上	該当なし
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	---
顧客プライバシー		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 16-18
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	該当なし
コンプライアンス		
DMA	マネジメント・アプローチ	7-8, 16-18
PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	該当なし